

平成27年度決算検査報告  
会計検査院

国立大学法人大分大学に係る事項（抜粋）

第45 国立大学法人東北大学、第46 国立大学法人秋田大学、第47 国立大学法人山形大学、(第32 国立大学法人筑波大学)、(第34 国立大学法人金沢大学)、第48 国立大学法人山梨大学、第49 国立大学法人信州大学、第50 国立大学法人岐阜大学、(第35 国立大学法人浜松医科大学)、(第36 国立大学法人三重大学)、第51 国立大学法人滋賀医科大学、第52 国立大学法人京都大学、第53 国立大学法人神戸大学、(第37 国立大学法人鳥取大学)、(第38 国立大学法人島根大学)、第54 国立大学法人岡山大学、第55 国立大学法人山口大学、第56 国立大学法人徳島大学、第57 国立大学法人愛媛大学、第58 国立大学法人高知大学、(第40 国立大学法人佐賀大学)、(第41 国立大学法人長崎大学)、第59 国立大学法人大分大学、第60 国立大学法人富山大学

平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1)-(24) 国立大学病院管理会計システムの利用状況について

〔平成 25 年度決算検査報告 907 ページ参照〕  
〔平成 26 年度決算検査報告 783 ページ参照〕

### 1 本院が表示した意見

国立大学法人東北大学、国立大学法人秋田大学、国立大学法人山形大学、国立大学法人筑波大学、国立大学法人金沢大学、国立大学法人山梨大学、国立大学法人信州大学、国立大学法人岐阜大学、国立大学法人浜松医科大学、国立大学法人三重大学、国立大学法人滋賀医科大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人神戸大学、国立大学法人鳥取大学、国立大学法人島根大学、国立大学法人岡山大学、国立大学法人山口大学、国立大学法人徳島大学、国立大学法人愛媛大学、国立大学法人高知大学、国立大学法人佐賀大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人大分大学及び国立大学法人富山大学(平成 17 年 9 月 30 日以前は国立大学法人富山医科薬科大学。以下、これらを合わせて「24 国立大学法人」という。)を含む 41 国立大学法人は、経営者等の意思決定や組織内部の業績測定・業績評価に役立つ情報を提供するなどの附属病院の運営・経営状況を把握するための管理会計等の必要性等を踏まえて、16 年 4 月の国立大学法人化に向けて開発された国立大学病院管理会計システム(以下「HOMAS」という。)を導入している。しかし、24 国立大学法人において、HOMAS を利用する上での体制上の問題点に対して十分な対策が講じられていないことから、25 年度未現在において HOMAS が全く利用されていない事態が見受けられた。

したがって、24 国立大学法人において、現状の HOMAS の機能等を継承しつつ、新たな機能を追加するなどして 28 年 4 月以降に導入が予定されている国立大学病院向け管理会計サービス(以下「HOMAS 2」という。)を効果的かつ継続的に利用するために、HOMAS 2 の開発や各国立大学法人間の意見調整を行う国立大学附属病院長会議等と連携しながら、HOMAS 2 の仕様等の内容を踏まえて、附属病院の組織全体として HOMAS 2 の利用方針等<sup>(注1)</sup>について十分に検討して明確にしたり、18 国立大学法人において、財務会計、医事会計等のシステムからのデータの取り込みの際に各部門と連携を図るようにし、また、担当者の変更があった際に適切かつ迅速に業務を引き継げるようにして、業務の効率性や継続性を確保<sup>(注2)</sup>できるような体制を整備したり、8 国立大学法人において、診療科別や検査部門といった部

門ごとの原価計算において各診療科等へ直接費用を計上することが困難な費目について費用を各部門に案分するための配賦基準等、附属病院の各関係者から理解を得る必要があるものについて十分な調整を図ったりする措置を講ずることにより、HOMAS 2 の利用に必要な体制の整備を図るよう、24 国立大学法人の各学長に対して 26 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、その後の処置状況について、24 国立大学法人に対して報告を求めてその内容を確認するなどの方法により検査するとともに、21 国立大学法人において会計実地検査を行った。<sup>(注3)</sup>

検査の結果、24 国立大学法人は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていった。

ア 24 国立大学法人は、27 年 7 月以降 HOMAS 2 の導入のための説明会等が順次開催されたことを受けて、28 年 6 月までに、同説明会等に参加するなどして HOMAS 2 の仕様等の内容を把握した上で、それらを踏まえて十分に検討して、附属病院の意思決定機関等において HOMAS 2 の利用方針等を決定した。

イ 18 国立大学法人は、27 年 7 月までに、HOMAS 2 に係る業務の担当を明確にすることなどにより各部門と連携を図るようにし、また、HOMAS 2 の担当者を増員することなどにより適切かつ迅速に業務を引き継げるようにして、業務の効率性や継続性を確保できるような体制を整備した。

ウ 8 国立大学法人は、前期の説明会等において HOMAS 2 に係る配賦基準の共通ルール等が周知されたことを受けて、28 年 6 月までに、附属病院の意思決定機関等において配賦基準等を決定し、会議等で関係者に周知して理解を得ることなどにより十分な調整を行った。

(注 1) 18 国立大学法人 東北大学、秋田大学、山形大学、筑波大学、金沢大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、浜松医科大学、三重大学、京都大学、鳥取大学、徳島大学、愛媛大学、佐賀大学、長崎大学、大分大学、富山大学の各国立大学法人

(注 2) 8 国立大学法人 秋田大学、三重大学、滋賀医科大学、京都大学、神戸大学、徳島大学、高知大学、佐賀大学の各国立大学法人

(注 3) 21 国立大学法人 東北大学、山形大学、筑波大学、金沢大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、浜松医科大学、三重大学、滋賀医科大学、京都大学、神戸大学、鳥取大学、島根大学、山口大学、徳島大学、愛媛大学、高知大学、佐賀大学、長崎大学、富山大学の各国立大学法人